🖰 厚牛労働省

石川労働局



石川労働局発表

令和7年11月28日(金)

【照会先】

石川労働局雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官 山口 明弘 室長 補 佐 水上 孝次 電 話 076 (265) 4429

報道関係者 各位

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です!

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて 業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる 12 月を「職場のハ ラスメント撲滅月間」と定めています。

石川労働局(局長 八木 健一)は、リーフレット(別添 1)・ポスター(別添 2、3)による周知・広報及びハラスメント対応特別相談窓口の設置によりハラス メントのない職場環境の整備に取り組みます。

≪職場のハラスメント撲滅月間の取組≫

周知・広報

管内の使用者団体、労働組合、自治体等に対し、リーフレット・ポスターを送付し、 協力依頼を行います。

2 ハラスメント対応特別相談窓口(令和7年12月1日(月)~12月26日(金)) 開設場所 石川労働局雇用環境・均等室(金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎 6 階) 開設時間 午前8時30分~午後5時15分

3 職場におけるハラスメント対策シンポジウム【厚生労働省】

- ・開催日時 令和7年12月10日(水) 午後1時30分~午後3時15分
- ・開催方法 オンラインで配信(事前申し込み制) 【開催内容】

-行政説明-

「改正労働施策総合推進法(カスタマーハラスメント対策)について」 (厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課ハラスメント防止対策室)

-業界団体の取組事例紹介-

「空港グランドハンドリングにおけるカスタマーハラスメント対策について」 (一般社団法人空港グランドハンドリング協会)

ーパネルディスカッションー

「企業のカスタマーハラスメント対策の取組事例」

(参加企業:株式会社イトーヨーカ堂、イオン九州株式会社)

【詳細・お申し込みはこちら】

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium



12月はハラスメント撲滅月間です!

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくり を推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。

その一環として、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。



ハラスメント裁判事例、他社の取組など ハラスメント対策の総合情報サイト ハラスネンドあかるい職場応援団



カスハラ防止措置が事業主の義務になります



職場におけるハラスメント対策シンポジウム

12月10日の オンライン開催! [参加無料]

【開催日時、開催形式】

12月10日 13:30~15:15、オンライン(事前申し込み制)

【開催内容】

- ① 改正法の説明
- ② 業界団体におけるカスタマーハラスメント対策の取り組み事例 ☆ 一般社団法人空港グランドハンドリング協会
- ③ カスタマーハラスメント対策に取り組んでいる企業によるパネルディスカッション ☆ 参加企業:株式会社イトーヨー力堂、イオン九州株式会社

【詳細・お申し込みはこちら】

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium



令和7年6月に労働施策総合推進法等の一部改正法が公布され、カスタマーハラ スメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇 用管理上必要な措置を講じることが**事業主の義務**となります!

詳しくは裏面をご覧下さい



全企業が対象となります (施行日:公布(令和7年6月11日)後1年6か月以内の政令で定める日)

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の**3つの要素をすべて満たすもの**です。
 - ① 顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ② 社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
 - ③ 労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置
- ※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
- ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等(就職活動中の学生やインターンシップ生等)に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発(例:面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等)
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応(例:相談への対応、被害者への謝罪等)
 - ★ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等(カスタマーハラスメントのみ)の責務も明確化します。
 - ※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、 事業主・労働者・顧客等の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

事業主の取り組みで、お客様も、働く人も笑顔に



カスハラ防止措置が事業主の義務になります

2025年6月に改正法が成立し、公布された日(2025年6月11日)から1年6月以内の政令で定める日に施行されます。



12月は職場のハラスメント撲滅月間です

2025年12月10日(水)、

職場におけるハラスメント対策シンポジウムを オンラインで開催します。

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記URLからご確認ください。 https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium

●当社のハラスメント相談窓口はこちら

貴社のハラスメント相談窓口の連絡先などを記載してください。相談窓口が無い場合は、ハラスメント対策の取組みをすすめましょう



ハラスメント対策の総合サイト
あかるい職場応援団
https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/ NOハラスメント















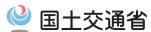














「希望」の会社を「失望」に変えない



就活セクハラ防止措置が事業主の義務になります





12月は職場のハラスメント撲滅月間です

2025年12月10日(水)、 職場におけるハラスメント対策シンポジウムを オンラインで開催します。

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記URLからご確認ください。 https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium



●当社のハラスメント相談窓口はこちら

貴社のハラスメント相談窓口の連絡先などを記載してください。相談窓口が無い場合は、ハラスメント対策の取組みをすすめましょう。



